

京都市交通局統計事務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第25号

京都市交通局統計事務規程の一部を改正する規程

京都市交通局統計事務規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の所管)	(事務の所管)
第3条 事業統計は、企画総務部 <u>営業調査課</u> の所管とする。	第3条 事業統計は、企画総務部 <u>企画調査課</u> の所管とする。
(事業概要の編集)	(事業概要の編集)
第4条 企画総務部 <u>営業調査課長</u> （以下「 <u>営業調査課長</u> 」という。）は、事業概要を編集発行しなければならない。	第4条 企画総務部 <u>企画調査課長</u> （以下「 <u>企画調査課長</u> 」という。）は、事業概要を編集発行しなければならない。
2 (略)	2 (略)
(その他の統計刊行物の発行)	(その他の統計刊行物の発行)
第5条 <u>営業調査課長</u> は、事業上指針となる統計刊行物を必要に応じて発行するものとする。	第5条 <u>企画調査課長</u> は、事業上指針となる統計刊行物を必要に応じて発行するものとする。
(事業統計報告書の提出)	(事業統計報告書の提出)
第6条 安全運行管理官、課長及び事業所長は、別表に定める報告書を作成し、 <u>営業調査課長</u> に提出しなければならない。	第6条 安全運行管理官、課長及び事業所長は、別表に定める報告書を作成し、 <u>企画調査課長</u> に提出しなければならない。
(その他の資料の提出)	(その他の資料の提出)
第7条 前条に定めるもののほか、安全運行管理官、課長及び事業所長は、監督官庁等へ提出する報告書及びその他統計資料の作成上、 <u>営業調査課長</u> が必要とする	第7条 前条に定めるもののほか、安全運行管理官、課長及び事業所長は、監督官庁等へ提出する報告書及びその他統計資料の作成上、 <u>企画調査課長</u> が必要とする

<p>資料については、その都度求めに応じて、速やかに報告しなければならない。 (様式の制定等)</p> <p>第 10 条 統計様式の制定及び変更は、<u>営業調査課長</u>が行う。</p>	<p>資料については、その都度求めに応じて、速やかに報告しなければならない。 (様式の制定等)</p> <p>第 10 条 統計様式の制定及び変更は、<u>企画調査課長</u>が行う。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)